

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。

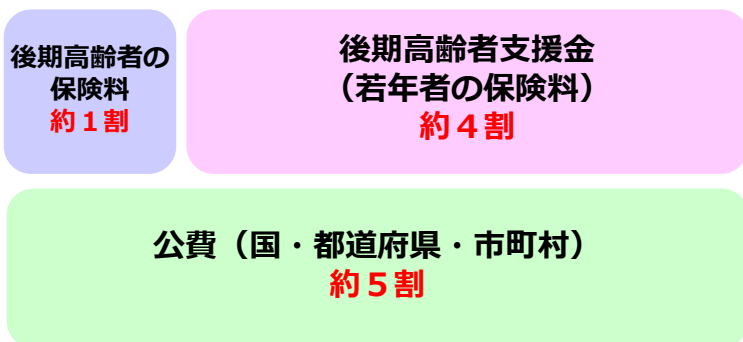
少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

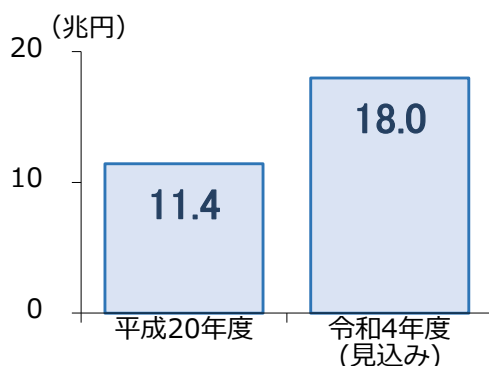
令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、
令和6・7年度の保険料に反映されています。

- ① 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が**同じとなるよう**見直し
- ② **出産育児一時金の費用の一部**を後期高齢者が**支援する**仕組みの導入

＜後期高齢者医療制度の財政＞



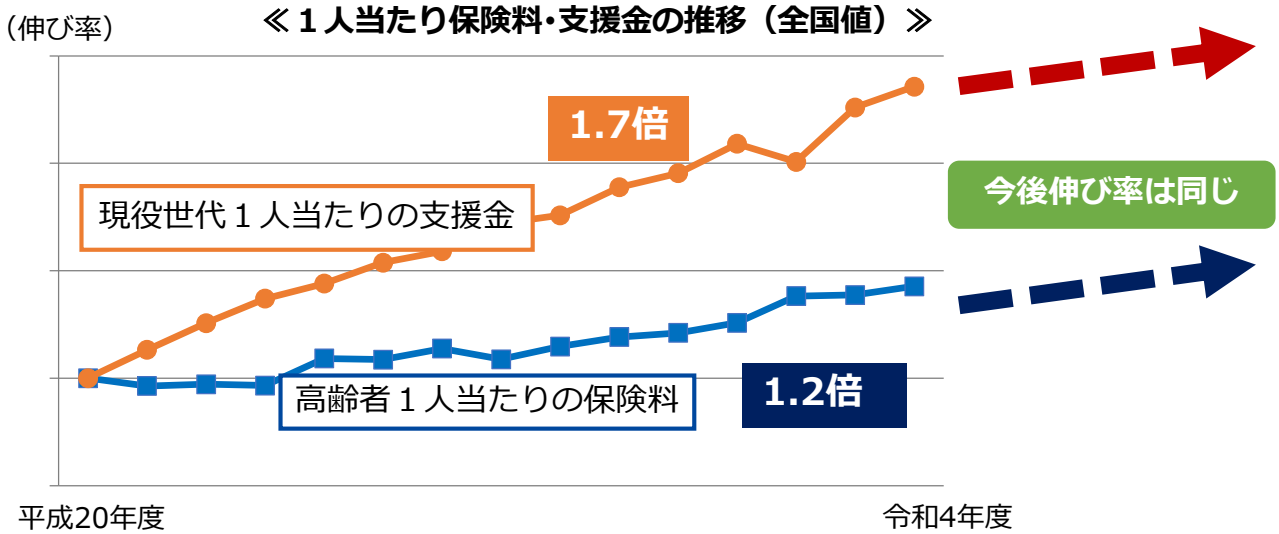
＜後期高齢者医療費の動向（全国値）＞



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために行われます。

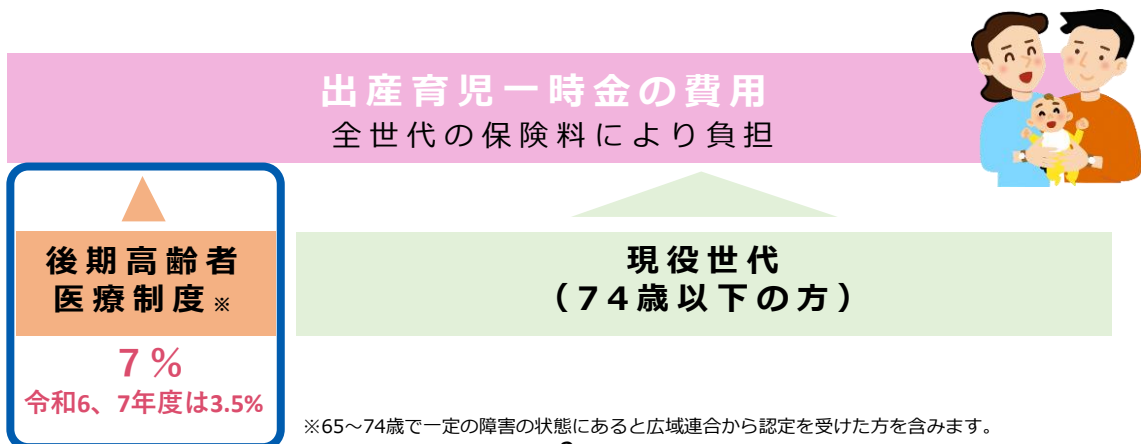
ポイント①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じとなるようにします

- 「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成20年度）に比べ、**後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。**
- そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、令和6年度から**「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されました。**



ポイント② 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まりました。**
- 出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援することになります。**この7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。



保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- ① 被保険者の約6割の方^(※1)（例：年金収入153万円相当以下の方）は、**制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- ② 一定以下の収入の方（例：年金収入153万円～211万円相当の方）は、収入に応じてご負担いただく定率部分（所得割）について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**（※2）
- ③ 収入が高い方（約1,000万円を超える方）は、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）について、**段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。**（※3）

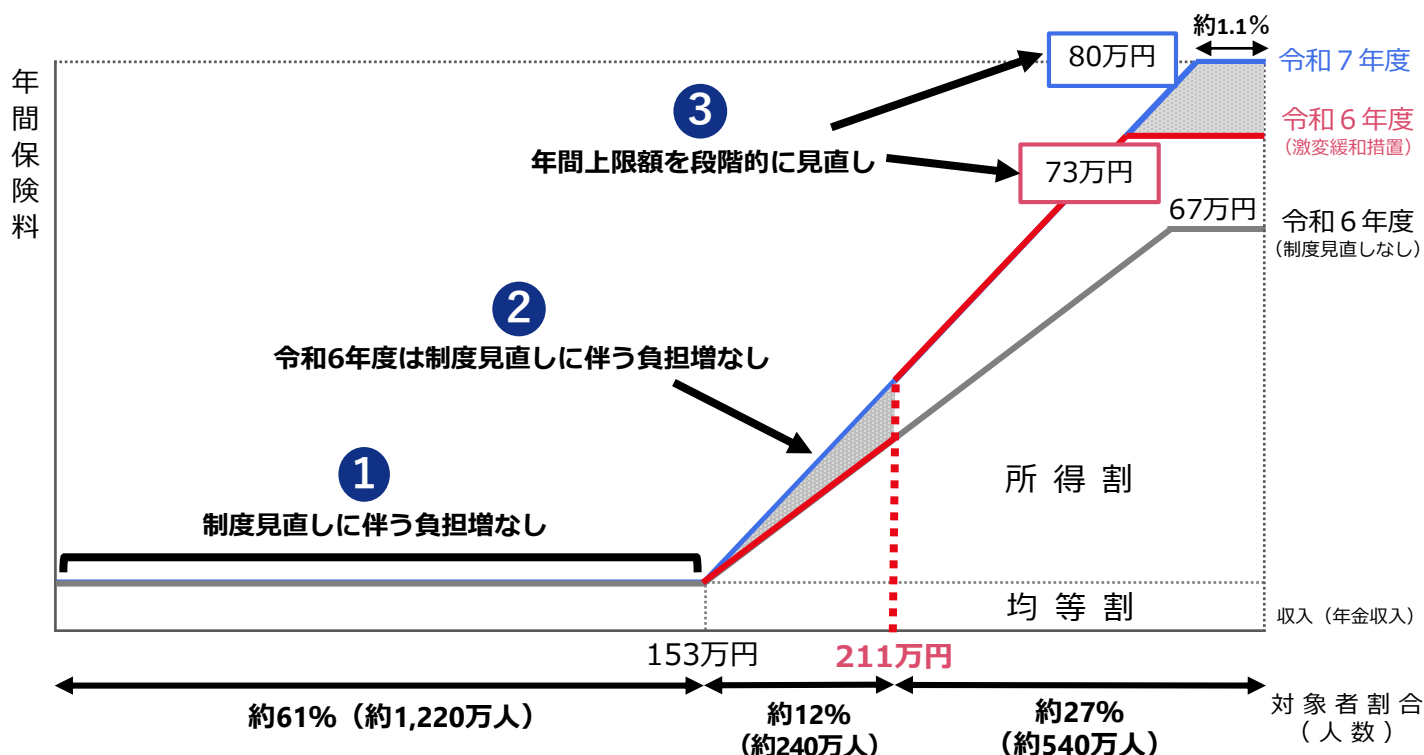
※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分（均等割）のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因（人口構成の変化や医療費の増加等）により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。

① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方

② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方



※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。

※ 令和 6 ・ 7 年度の保険料計算方法

● 後期高齢者医療制度の見直しに伴い、令和 6 年 4 月から、宮崎県では次のとおり保険料の計算が変更になります。

**保険料
(年額)**

限度額 **80 万円**

※ 1

均等割額

被保険者全員が
負担

51,700 円

+

所得割額

被保険者の所得に応じて負担
(前年中の所得 - 【基礎控除額】)

× **10.08%**

※ 2

※ 1 条件に該当する方は、令和 6 年度に限り限度額 **73 万円** です (3 ページ③参照)。

※ 2 激変緩和のため、令和 6 年度に限り、基礎控除後の総所得金額が 58 万円を超えない方に限り、所得割率が **9.46%** となります。

● 世帯の所得に応じて、保険料の均等割額が下記の通り軽減 (減額) されます。

均等割額の 軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の総所得金額等の合計額)
7 割	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5 割	43 万円 + 29.5 万円 × (同じ世帯にいる被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2 割	43 万円 + 54.5 万円 × (同じ世帯にいる被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※ 65 歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大 15 万円が控除されます。

● 保険料の計算例 (単身世帯で、年金収入のみの場合)

(保険料額は 100 円未満切捨て)

	年金収入額	均等割額	所得割額	令和 6 年度 保険料額	令和 5 年度 保険料額
例 1	150 万円	15,500 円 (7 割軽減)	0 円	15,500 円/年	14,500 円/年
例 2	195 万円	25,800 円 (5 割軽減)	39,732 円	65,500 円/年	62,300 円/年
例 3	220 万円	41,300 円 (2 割軽減)	67,536 円	108,800 円/年	99,500 円/年
例 4	250 万円	51,700 円 (軽減なし)	97,776 円	149,400 円/年	136,400 円/年

保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター(0120-122-140)

※ 対応時間：月曜日～土曜日 9 時～18 時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)

※ 運用期間：令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、

● 「宮崎県後期高齢者医療広域連合」または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで